

# 日本橋支部業務執行細則

## 第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 支部規則第30条3項規定に基づき、支部業務の執行に関し必要な事項を定める。

(令和2.11.10 変更)

(支部業務執行の準拠)

第 1 条の 2 本支部業務の執行は、法令、本会の会則並びに規則・細則及び支部規則で定めるもののほか、この細則の規定に準拠して行うものとして、この細則に定めのない事項は、幹事会において定める。

2 本支部業務の執行に当たっては、公正かつ合理的な運営に努めるとともに、善良な管理者の注意をもって、忠実に職務を遂行しなければならない。

(令和4.5.16 新設)

(用語の定義)

第 1 条の 3 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 電磁的方法 支部規則第 9 条第 2 項及びこの細則に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

イ 電子計算機を使用する方法のうち(1)又は(2)に掲げるもの

(1) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(2) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける受信者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2. 電磁的記録 支部規則第 7 条第 3 項及びこの細則に規定する電磁的記録は、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

3. 電子署名 支部規則第18条第 8 項、同第26条第 2 項及びこの細則に規定する署名、署名押印に代わる措置は、電子署名とする。

イ 電子署名とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
  - (2) 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。
4. ウェブ会議システム 支部規則第18条第2項に規定するウェブ会議システムとは、その構成員の音声及び映像が即時的かつ双方向的に伝わり、互いに適時的確な意思表示ができる環境が確保されたシステムをいう。
  5. 電子情報処理組織を使用する方法 第8条の2に規定する電子情報処理組織を使用する方法とは、本支部の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と議決又は決定を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法をいう。  
(令和4.5.16 新設)

## 第2章 執行機関

### (支部長の職務)

第2条 支部長は総会、幹事会、及び執行部会の決定に基づき、支部業務を執行する。ただし、軽易な事項については、副支部長と協議の上、自らの専決によって支部業務を執行することができる。

(令和4.5.16 変更)

第2条の2 支部長は執行部会の議を経て副支部長、部長及び委員長に支部長の権限の一部を行使させることができる。

### (副支部長の職務)

第3条 副支部長は支部長を補佐する。

- 2 支部規則第12条2項の規定により、副支部長が支部長の職務を代理又は代行する場合には、あらかじめ支部長の定めた順序により代理し、又は代行するものとする。
- 3 副支部長は支部規則第34条第1項の規定に基づく部及び委員会を分担し、それぞれ総括する。

(令和4.5.16 変更)

### (部長及び委員長の職務)

第4条 部長及び委員長は、支部長の指示により、それぞれの部及び委員会の業務を掌握し、当該部又は委員会の所掌に属する事項について、支部長に報告し、建議し、若しくは支部長の諮問に答申し、又は支部長の委任に基づき支部長の権限の一部を行使する。

## 第3章 審議機関

## 第 1 節 通 則

(会議の意義)

第5条 この章において会議とは次の合議体をいう。

1. 執行部会
2. 幹事会

(会議の招集)

第6条 会議は支部長が招集する。

- 2 支部長は、会議を招集するときは、会日の1週間前までに、その日時、場所及び議案を記載した書面又は電磁的方法により、構成員にその通知を発しなければならない。ただし、支部長が必要と認めたときは、期間を短縮することができる。

(令和2.11.10 変更) (令和4.5.16 変更)

- 3 支部長は、支部規則第17条第3項及びこの細則第8条該当者に前項に規定する通知を発しなければならない。

(令和4.5.16 新設)

(議長)

第6条の2 執行部会の議長は、支部長又は支部長の指名する副支部長又は部長が当たる。

(ウェブ会議システムによる出席)

第6条の3 構成員は、支部長が認めたときはウェブ会議システムを通じ、会議に出席することができる。

(令和2.11.10 新設) (令和4.5.16 変更)

(定足数)

第7条 会議は構成員の2分の1以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

(表決)

第7条の2 会議の議事は出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(構成員外の出席)

第8条 次の者は下記に掲げる会議に出席し、議長の求めにより発言できる。ただし、審議及び表決に加わることはできない。

(令和4.5.16 変更)

1. 顧問及び相談役 幹事会
2. 議案の説明のため、必要と認めた者 執行部会 幹事会

(書面等による議決)

第8条の2 支部長は、執行部会にあっては第10条に規定する事項、幹事会にあって

は支部規則第 17 条第 2 項規定する事項について、会議を招集する必要を認めない簡単な事項又は災害その他やむを得ない事情により会議を開催できないと判断した場合には、書面又は電子情報処理組織を使用する方法（以下「書面等」という。）により議決することを求めることができる。

- 2 第 7 条及び第 7 条の 2 の規定は、前項に定める書面等による議決を行った場合において準用する。
- 3 第 1 項の規定に基づき書面等により議決を行った者は、第 7 条の規定の準用に当たっては、会議に出席したものとみなす。

## 第 2 節 執行部会

（構成）

第 9 条 執行部会は、支部長、副支部長、部長及び委員長をもって構成する。

（議決事項）

第 10 条 執行部会は次に掲げる事項を議決する。

1. 幹事会に附議すべき議案
2. 幹事会の招集の日時及び場所に関する事項
3. 幹事会の議決により委任された事項
4. この細則又は他の細則において執行部会の議を要するものとされている事項
5. 各部及び委員会から支部長に稟議又は上申された事項
6. 事務局に関する事項
7. その他支部長が認めた事項

## 第 3 節 幹事会

（議決事項）

第 11 条 支部規則第 17 条 2 項 6 号に掲げる事項は次の事項とする。

1. 支部総会の招集の日時及び場所に関する事項
2. 支部総会の決定により幹事会に委任された事項
3. 予備費使用の承認に関する事項（令和 4.5.16 変更）
4. 出席者の 3 分の 1 以上が議題とすることを承認した事項
5. 常会の開催等に関する事項
6. 本会の指導、連絡若しくは監督又は指示に基づき審議すべき事項（令和 4.5.16 新設）
7. 本会又は関連団体等の業務に関し選任又は推薦を委任された事項（令和 4.5.16 新設）
8. 支部規則第 42 条に規定する財産の管理に関する事項（令和 4.5.16 新設）
9. 支部事業参加者負担金に関する事項（令和 4.5.16 新設）
10. 前各号に掲げるもののほか、執行部会で附議する必要を認めた事項（令和 4.5.16 変更）

## 第4章 分掌機関

(分掌機関の設置基準)

第12条 支部規則第34条第1項及び第3項の規定に基づく部、委員会及び特別委員会（以下「分掌機関」という。）は、次の基準によって設置する。

1. 恒常的なもの 部又は委員会
2. 時限的なもの 特別委員会

(名称及び所掌事項)

第13条 部及び委員会の所掌事項は、幹事会の定めるところにより別表1のとおりとする。

2 特別委員会の名称及び所掌事項は、幹事会において定める。

(構成)

第14条 部は部長1名・副部長及び幹事並びに委員若干名をもって構成する。

2 委員会・特別委員会は委員長1名・副委員長及び委員若干名をもって構成する。

(兼任禁止)

第14条の2 支部長は部及び委員会・特別委員会の構成員となることができない。

2 幹事は2以上の部の構成員となることができない。

3 顧問・相談役は部及び委員会の構成員となることができない。

(委員)

第15条 特に必要あるときは幹事会の議を経て分掌機関に税理士会員のうちから委員を委嘱することができる。

(職務)

第16条 部長及び委員長は支部長の指示により、支部業務の執行を分掌する。

(令和4.5.16変更)

2 副部長及び副委員長は、それぞれ部長及び委員長を補佐し、部長又は委員長に事故あるときは、あらかじめ定める順序によりその職務を代理する。

(令和4.5.16変更)

3 委員は部会又は委員会若しくは特別委員会の審議に参加し、部長又は委員長の指示により、それぞれ部長又は委員長を補佐する。

(職務の引継等)

第16条の2 任期満了によって退任する部長、委員長、副部長、副委員長及び委員は、後任者が就任するまで引続きその職務を行う。

2 退任する部長及び委員長は、その掌理する事項につき、後任者に引継ぎを行わなければならない。(令和4.5.16新設)

(分掌機関会議)

第17条 分掌機関の所掌事項に関する調査、研究、企画、立案、その他の業務について審議するため、構成員をもって部会、委員会又は特別委員会を開く。

(令和4.5.16 変更)

(招集及び議長)

第18条 分掌機関会議は部長又は委員長が招集する。

2 分掌機関会議の議長は部長又は委員長が当たる。

3 部長又は委員長は分掌機関会議を招集しようとするときは、その旨支部長に報告しなければならない。

(議事参加)

第19条 支部長、副支部長及び総務部長は分掌機関会議に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決に加わることができない。

(決定事項の報告)

第20条 部長及び委員長は、分掌機関会議において決定した事項について遅滞なく支部長に報告、若しくは建議し、又は支部長の諮問に答申しなければならない。この場合において、結果の記録の提出をもってこれに替えることができる。

(令和4.5.16 変更)

(定足数)

第21条 分掌機関会議は構成員の2分の1以上の出席がなければ会議を開き議決することができない。

2 支部規則第18条第5項から第8項並びにこの細則第6条、第6条の3及び第8条の2の規定は、分掌機関会議に準用する。

(令和2.11.10 新設) (令和4.5.16 変更)

(部長、委員長等の委嘱)

第22条 部長・副部長は幹事のうちから、委員長・副委員長は副支部長若しくは幹事のうちから幹事会の議を経て支部長が委嘱する。

2 部の委員は幹事及び税理士会員のうちから、委員会の委員は副支部長、幹事及び税理士会員のうちから、それぞれ支部長が委嘱する。

(委員の任期)

第23条 委員の任期は特に定めのあるもののほかは、支部規則第14条の役員任期に準ずる。

(職務の引継等)

第24条 任期満了によって退任する部長、委員長、副部長、副委員長、委員は、後任者が

就任するまで引き続きその職務を行う。

- 2 退任する部長及び委員長は、その所掌する事項につき、後任者に引継を行わなければならない。

## 第 5 章 常 会

(常会)

第 2 5 条 常会は、幹事会の議を経て、支部長が招集する。

- 2 常会は、会員に次の事項を連絡し、協議する。(令和 4.5.16 変更)
  1. 幹事会の決定又は本会の指示に基づき会員に連絡し、又は協議を必要とする事項
  2. 会員の業務に関し、本会、税務官公署若しくは税務関連団体との連絡又は協議に関する事項
  3. 支部規則第 3 条 2 項に規定する本会への建議若しくは答申又は本支部業務について協議を要する事項
  4. 出席者の 3 分の 1 以上が議題とすることを承認した事項 (令和 4.5.16 新設)
  5. 前各号に掲げるもののほか、幹事会で常会の協議に付することを決定した事項

## 第 6 章 顧問・相談役

(顧問・相談役の委嘱)

第 2 6 条 支部規則第 20 条の規定による顧問及び相談役の委嘱等に関して必要な事項は、幹事会の議を経て定める。

(令和 4.5.16 変更)

(顧問・相談役会)

第 2 7 条 支部長は、支部業務の執行に関し必要な事項を報告し、若しくは諮問、または意見を聴するため顧問・相談役会を招集することができる。

## 第 7 章 特別負担金

(特別負担金)

第 2 8 条 新たに本支部に入会する会員は、事務局事務室の新規借上の諸費用の支出に充てるため特別負担金として 10,000 円を支払う。

## 第 8 章 補 則

(この細則の疑義の決定)

第 2 9 条 この細則に定めのない事項又は定められた事項について疑義が生じたときは、組織部に諮り、幹事会において決定する。

(この細則の改廃)

第30条 この細則を改正又は廃止しようとするときは、あらかじめ、本会の意見を聴取し、幹事会の承認を得なければならない。

(平成31.2.20 変更)

附 則 (平成28年4月21日制定)

1. この改正規定は、平成28年5月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月20日)

1. この改正規定は、平成31年2月20日から施行する。

附 則

1. この改正規定は、令和2年11月10日から施行し、同年4月1日に遡って適用する。

附 則

1. この改正規定は、令和4年5月16日から施行し、令和4年6月30日開催の令和3年度支部定期総会における「支部規則の一部改正」の承認をもって効力が生ずるものとする。

## 部の名称及び所掌事項

名 称	所 掌 事 項
総 務 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 役員及び委員の就任、退任、委嘱、解嘱等に関する事項</li> <li>2. 総会、幹事会、常会、その他諸会議に関する事項</li> <li>3. 会員名簿の整理、保管に関する事項</li> <li>4. 税理士会員及び事務局職員の表彰に関する事項</li> <li>5. 事務局の人事及び監督に関する事項</li> <li>6. 他の部の所掌に属さない事項</li> </ol>
経 理 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 予算の立案、執行及び決算に関する事項</li> <li>2. 会費等収納に関する事項</li> <li>3. 金銭及び物品の出納並びに財産の管理に関する事項</li> <li>4. その他経理に関する事項</li> </ol>
広 報 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会報の発行に関する事項</li> <li>2. 税理士業務の普及宣伝に関する事項</li> </ol>
研 修 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 税理士会員及び職員の研修、講習に関する事項</li> <li>2. 税理士業務に関する資料の作成、配布に関する事項</li> </ol>
厚 生 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 税理士会員の福利厚生に関する事項</li> <li>2. 支部行事の旅行、スポーツ、レクリエーション等に関する事項</li> </ol>
組 織 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会員との連絡に関する事項</li> <li>2. 支部規則及び細則の整備、保存に関する事項</li> <li>3. 防災対策の組織整備を図る</li> </ol>
綱 紀 監 察 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会員の品位保持及び監督に関する事項</li> <li>2. 会員の使用人の監督に関する事項</li> <li>3. 会員と関与先又は使用人間の紛争処理に関する事項</li> <li>4. 税理士証票等の確認に関する事項</li> <li>5. 非税理士の税理士行為に関する情報の収集及び調査に関する事項</li> <li>6. 東京税理士会監察部並びに同委員会との連絡に関する事項</li> <li>7. 東京税理士会が行う第1ブロック監察連絡協議会に関する事項</li> </ol>
税 務 支 援 対 策 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 東京税理士会の受託した無料相談等</li> <li>2. 商工会議所、日本橋法人会、日本橋青色申告会などの諸団体との協議に基づく事項</li> <li>3. 支部独自の無料相談</li> <li>4. 税を考える週間及び税理士記念日に関する事項</li> </ol>

## 部の名称及び所掌事項

名 称	所 掌 事 項
法 対 策 委 員 会	1. 税法、税理士法、会社法、商法及びその他税理士の業務に関連する法令等の改正動向に注視し、必要な検討及び資料の収集を行う
情報システム委員会	1. 税理士業務の情報化に関する本会の施策に対する支部の理解の徹底に関する事項 2. 税理士情報ネットワークシステムの普及推進に関する事項 3. 支部におけるパソコンの有効活用に関する事項 4. 情報化に関する諸問題の本会施策への反映推進に関する事項
租 税 教 育 委 員 会	1. 小学生、中学生、一般社会人に対する「税」に関する租税教育を、東京税理士会及び中央区租税教育推進協議会の協力を得て行う
相 互 扶 助 委 員 会	1. 慶弔規定の立案及び規定に基づく給付に関する事項